

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル提言事項に関する  
日本の現状及び今後の見通し（2000年）

平成13年5月

## 目次

(ページ)

### (第1ワーキング・グループ)

1. 年金保険料の二重払い	1
2. 規制環境の透明性向上（公的な判断手続）	2
3. 規制環境の透明性向上（独立した規制当局）	3
4. 規制環境の透明性向上（内外無差別）	4
5. 製品認可手続の効率性向上（届出制導入）	5
6. 製品認可手続の効率性向上（認可プロセスの調和）	6
7. 国内市場の競争促進（海運・民間航空・建設）	7
8. 国内市場の競争促進（電気通信）	8
9. 税制（資産・株式の移転に係る税制）	9
10. 税制（内外無差別）	10
11. 税制（連結納税制度）	11
12. 法的環境（レポートガバナンス）	12
13. 法的環境（M&A関連規定）	13
14. 法的環境（内外無差別）	14
15. 法的環境（外国法事務弁護士）	15
16. 労働政策（確定拠出年金）	16
17. 労働政策（移民法・入国管理）	17

### (第2ワーキング・パーティー)

18. 会計制度（国際会計基準の導入）	21
19. 税制（移転価格税制）	22
20. 税制（電子商取引課税）	23

### (標準ワーキング・パーティー)

21. 標準（次世代通信システム）	24
22. 標準（任意規格）	25

### (MRAワーキング・パーティー)

23. MRA（四分野）	26
24. MRA（医療機器）	27

### (第5ワーキング・グループ)

25. 電子商取引（安価なインターネット）	28
26. 電子商取引（GBDe）	29
27. 電子商取引（電子署名・電子シール）	30
28. ビジネス方法の特許	31

### (第6ワーキング・パーティー)

29. WTO	32
---------	----

注：本レポートは、2000年7月16日－18日に開催されたEJBDRT東京会合において提起された提言について、日本国政府の取組みの現状と現時点における今後の見通しを説明したものです。

## 年金保険の二重払い

### 1. BDR T提言要旨

年金の二重払いは海外進出企業にとって多大なコストとなっており、①日仏政府が今後交渉を加速し早急に合意すること、②その他EUの残る12カ国と早期に交渉を開始することを要望するとともに、③欧州において将来的には共通の社会保障制度が確立されることを期待する。

### 2. 現在までの対応状況

年金保険料の二重払い問題については、政府としても早期の解決が求められていると認識している。これまで日本と欧州の間では、「日独社会保障協定」が2000年2月に、また「日英社会保障協定」が2001年2月に発効したところである。さらに、2000年6月には、仏との間で、社会保障協定締結に向けた予備協議を終えたところである。

### 3. 今後の見通し

仏とは予備協議の結果も踏まえ、今後の本交渉に向けた準備を行っており、双方の国内制度上の整理等の準備ができ次第、本交渉に入ることを予定している。その他数国のEU諸国からも協定締結交渉開始の申し入れを受けているところであり、今後我が国としても、我が国との人的交流の状況等に照らし、優先度の高い国から順次協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく所存。

## 規制環境の透明性向上（いわゆる「ノーアクションレター」の導入）

### 1. BDR T提言要旨

日本政府は、事業計画や特定の規制状況に関し、書面による説明を企業が入手できる公的判断手続を導入し、またその判定を先例として文書にまとめて公開し、将来の参考となる基準を提供すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

規制に関する個別問題の取り扱いについて、規制当局に書面による説明を一般的に義務づけることは政府全体としては行っていないが、各省庁ごとに規制の内容や根拠についての説明を行っている。また、行政指導に当たるものについては、行政手続法に基づき、求めがあれば書面を交付して回答しなければならないこととされている。

先例を文書としてまとめることについても個別省庁ごとに対応しており、現に法令解釈の通達をウェブサイト上で公開したり（例：国税庁）、相談事例集の発行を行っている例が存在している。

また、2000年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」を踏まえ、民間企業等の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるか否かを予め当該法令を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに当該回答を公表する手続（いわゆる日本版ノーアクションレター制度）をIT・金融等一定の分野について導入するため、本年3月「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」を閣議決定した。

### 3. 今後の見通し

上記閣議決定に基づき、各府省はIT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、いわゆる日本版ノーアクションレター制度の導入についての検討を早急に進め、平成3年度中の、可能な限り早期に実施することとされている。なお、同決定には、回答方式を原則文書とすること等が明記されている。

## 規制環境の透明性向上（独立した規制当局）

### 1. BDRT提言要旨

日本政府は、電気通信・運輸・エネルギーなどの分野において、主要な規制機関の役割を明確に定め、規制の独立性を高めるべきである。

### 2. 現在までの対応状況

それぞれの分野における規制機関の中立性及び公平性は確保されており、規制を行う機関の責任及び役割は明確に定められている。また、規制の独立性については、それぞれの分野における行政目的を達成するため、規制監督の実施により把握できる市場動向やニーズ等を行政側が迅速・確実に政策立案に反映させていくことが不可欠であり、このためには政策立案と規制監督を一体的・機動的に行っていくことが適当であると考えている。

### 3. 今後の見通し

今後も、規制機関の中立性及び公平性を引き続き確保していく。

## 規制環境の透明性向上（内外無差別～外国法事務弁護士）

### 1. BDRT提言要旨

日本政府は、第三国法等の分野における外国人弁護士の制限等、外国の事業者等を差別するような規制を撤廃すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

外国法事務弁護士による第三国法の取扱いについては、本来我が国において、資格取得国法に関する法律事務という限られた範囲でしか業務を行うことができない外国法事務弁護士と、取り扱える法律事務の範囲に制限のない弁護士との間に違いがあるのはやむを得ないことであり、そもそも差別的規制の例には該当しない。

ちなみに、我が国外弁法は、1998年の法改正により、正式な資格と権限を有する者からの書面による助言に基づくことという条件を付した上で、外国法事務弁護士が、自ら第三国法に関する法律事務を行うことを許容している。

### 3. 今後の見通し

外国法事務弁護士による第三国法の取扱いについては、依頼者保護の観点から、書面による助言を受けることを条件とすることは必要であると考えており、これを廃止することは考えていない。

## 製品認可手続の効率性向上（届出制の導入）

### 1. B D R T 提言要旨

日本政府は、保険、獣医学、医学診断等の分野において、現在の事前承認制度に代わり「届出後使用制」を導入すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

「事前承認制度」に代わり「届出後使用制」を導入することを一般論として論ずることは困難であるため、個別分野ごとの対応状況を紹介する。

（保険）企業向け保険については、1998年8月から原則届出制に移行済み。また、料率については標準化を認めており、商品内容について特約の付帯による普通保険約款の契約者ニーズに沿った変更について認めていることから、企業保険分野では認可・届出のいずれにもよらずに料率及び商品内容の変更が可能な仕組みとしている。家計向け保険の場合は、契約者保護の視点がより重要であることから、届出制の対象は一部の商品のみとなっている。

（獣医学）動物用医薬品の承認審査手続に関しては、これまで標準的事務処理期間の短縮等様々な規制緩和を行ってきているところである。

また、動物医薬品の承認申請に必要な技術的要件のハーモナイゼーションについても、日・米・EUの関係当局及び業界間で積極的な取り組みを行ってきたところである。

（医学診断・体外診断薬）体外診断用医薬品については、申請資料をGCP（医薬品の臨床試験の実施の基準）の対象外とする等、既に通常の医薬品とは区分した申請手続の簡素化が図られており、また、申請の区分は、項目又は測定法の新規性による分類としていたが、平成13年3月末に新規項目以外は保健衛生上のリスクに応じた分類としたところである。

### 3. 今後の見通し

（保険）家計向け保険商品への届出制の導入に関する規制緩和は、消費者保護の観点等を踏まえつつ引き続き検討していく予定。

（獣医学）動物用医薬品については、動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされているものであり、動物衛生上及び公衆衛生上極めて重要なものであることから、薬事法に基づき、その品質、有効性及び安全性を審査し、製造又は輸入の承認を与える制度をとっている。この承認制度については、EUを含め各国で同様に行われているものであり、不良医薬品の流通を防止する観点から、廃止する予定はない。

なお、VICH（動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議）によるハーモナイゼーションについては、今後とも積極的に取り組んでいく所存である。

（医学診断・体外診断薬）体外診断用医薬品については、的確な診断を行うために十分な性能を有していることを確認する必要があることから、事前に承認審査を行っているものであり、事前承認制度を廃止することは困難である。ただし、新規項目及び保健衛生上リスクの高いもの以外の体外診断薬については、市販後の性能及び品質に関する公的な監視体制等を強化することを前提として承認不要化について検討を行い、対応が可能なものから実施していく予定である。

## 製品認可手続の効率性向上（認可プロセスの国際的調和）

### 1. BDRT提言要旨

重複等のある許可手続は企業の負担を増加させており、日本の製品許可プロセスには、世界各国の規制機関との協力のもとに、MRAのような相互協定の締結にとどまらず、すでに国際社会で承認されている規制慣行を適用することにより、日本市場に参入するに必要な時間と労力を一方的に削減する余地が大幅に存在する。

### 2. 現在までの対応状況

我が国の検査・認証業務を所管している官庁は、これまで承認制度の見直しに真摯に取り組んできており、外国の検査機関に対する承認制度を導入するための法令の改正等を実施している。

建築関連商品については、1998年に性能基準を導入した建築基準法の改正を行い、2000年6月に施行したところである。その際、不燃材料等について、材料の満たすべき性能基準を明確化した。また、性能を評価する機関として国内外の性能評価機関を無差別に指定できることとした。試験方法については、各性能評価機関において定めることとするとともに、ISO基準と整合させた試験方法を採用できることとし、各性能評価機関においてこれを採用しているところである。

我が国は食品添加物の規格や使用基準に関し、我が国の食生活の実態を踏まえた上で、CODEX等で議論された国際基準等を参考にしつつ策定しており、例えば食品添加物の指定の要請を行う際のガイドラインも米国FDAの食品添加物の安全性評価のための毒性学的原則、OECDの安全性試験ガイドライン等を踏まえた内容となっている。

なお、我が国としては、長期的にはこの種の基準のハーモナイゼーションを視野に入れつつ、ECとの間で既存の制度を前提としたMRAの締結作業を進めているところである。

### 3. 今後の見通し

ECとのMRAに関して日EC双方ともそれぞれ必要とされる作業を鋭意とり進めていく。



## 国内市場における競争の促進（海運・民間航空・建設）

### 1. BDRT提言要旨

海運、民間航空、建設などの分野における管理された競争の非効率性を改善するためには、規制緩和の範囲を拡大する必要があり、特に海運分野については、海運会社は港湾事業慣行の制限により、港湾作業の競争入札を妨げられている。については、日本政府は、海運会社に港湾作業の競争入札に参加する自由を与えるべきである。

### 2. 現在までの対応状況

運輸分野については、1999年の鉄道事業法、道路運送法、海上運送法、航空法の改正に引き続き、2000年の通常国会において、道路運送法、港湾運送事業法の改正法案が成立した。これにより、1990年の物流二法によるトラック事業等の規制緩和から旅客鉄道事業、貸切バス事業、国内旅客船事業、国内航空運送事業、乗合バス事業、タクシー事業、港湾運送事業の人流・物流に関するほぼ全事業分野の需給調整規制を廃止したことになる。

その中で港湾運送事業に関しては、日本のコンテナ取扱量の95%を占める主要12港において、港湾運送事業の参入に関する需給調整規制を廃止して免許制から許可制に変更し、料金についても認可制から事前届出制にするなど港湾運送事業の規制緩和を内容とする港湾運送事業法の改正法が昨年5月に国会で成立し、11月1日から施行されたところである。

建設分野においても、公共工事の入札・契約制度について、透明性・客観性、競争性の大幅な向上を図ることを目的として、1994年に一般競争入札方式の90年ぶりの本格導入等の改革を行うとともに、1998年の中央建設業審議会建議及び規制緩和推進5年計画を踏まえ、民間の技術提案を受け付ける多様な入札・契約方式の導入等を進めている。さらに、前国会において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が制定され、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進を図ることとしている。なお、「Issues for the New Millenium」の「建設」部分の記述については、事実誤認や政策の誤解が多く、その点については、在京EU代表部及び欧州ビジネス協会事務局に国土交通省（当時の建設省）より既に説明したとおりであるので留意されたい。

### 3. 今後の見通し

運輸分野については、需給調整規制の廃止等の規制見直しとそれに対する環境を整備する方策の下、競争が促進され、事業活動の効率化、活性化を通じたサービスの向上・多様化等による利用者利便の向上等の効果が期待される。

港湾運送事業に関しては、今般の規制緩和により需給調整規制が廃止されたことに伴い、一定の要件を満たしさえすれば誰でも参入できることとなり、従来以上に参入が容易となっている。なお、港湾運送事業者の選択、変更に伴う関係者との調整は、平成9年の内外船社及び港湾運送事業者間での合意に基づく協議方法を活用していただくことになる。

建設分野についても、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じた入札・契約の適正化のルールとして入札・契約に係る情報の公表、不正行為の排除の徹底、適正な施工の確保に係る措置が義務付けられることから、入札・契約の適正化は大きく前進するものと考えている。

## 国内市場における競争の促進（電気通信）

### 1. B D R T 提言要旨

電気通信などの分野の支配的な状況に対しては適切な監督を行い、法外な価格設定や、独占企業から市場を基盤とした活動への相互内部補助金、顧客情報の濫用などの潜在的な非競争的慣行を防止するために、日本政府は有効な取締りを行うべきである。これを行うために最善の措置は、規制の独立性の範囲を拡大し、競争を促進する指示を有効に行う組織的な権限を監督機関に与えることである。

### 2. 現在までの対応状況及び今後の見通し

電気通信事業分野における競争政策の在り方については2000年12月21日に電気通信審議会から「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策についての第一次答申」が答申された。同答申を踏まえ、2000年4月10日に、下記の項目を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律案を国会に提出したところである。

- (1) 非対称規制の整備
  - ①市場支配力を有する事業者による反競争的行為の防止、除去
  - ②市場支配力を有していない事業者への大幅な規制緩和
- (2) ユニバーサルサービスの提供に係る制度の整備
- (3) 電気通信事業紛争処理委員会の設置
- (4) 東西N T Tの業務範囲拡大
- (5) N T T持株の外資規制の緩和
- (6) 線路敷設の円滑化

## 税制（資産・株式の移転に係る税制）

### 1. BDR T提言要旨

日本政府は、以下を実行すべきである。

- (1) グローバルなM&A及び国内企業のリストラクチャリングが、原則として直接税の負担なしに認められる。
- (2) 資産譲渡の際の税控除は、法人所得税の税控除の規定を反映させ、高額な税負担をなくし、建物や資産のグループ内の譲渡をより容易に実行できるようにする。
- (3) 株式と株式、資産と株式の交換は、譲渡後の参加が25%以上である場合、課税繰延べの対象とする。

### 2. 現在までの対応状況

法人がM&Aやリストラクチャリングによりその有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則である。ただし、特定の現物出資については移転資産の譲渡損益を繰り延べることができる。

### 3. 今後の見通し

企業組織再編成にかかる税制については、平成3年度税制改正において、企業組織再編成により資産の移転を行った場合にはその取引の実態にあった課税を行うとともに、現行の現物出資、合併等に係る税制を改め、全体として整合的な考えに基づきその整備が行われたところである。

具体的には、組織再編成により資産等を移転した法人に対する課税について、企業グループ内の組織再編成や共同事業を行うための組織再編成の場合には、移転資産の譲渡損益を繰り延べることとしている。

## 税制（内外無差別～資産・株式の移転）

### 1. B D R T 提言要旨

日本において、1999年の商法改正で定められた株式の交換や譲渡の際の課税繰延べは外国企業の株式に対しては適用されないが、日本政府は日本と外国の資産・株式との間に一切差別をすべきでない。

### 2. 現在までの対応状況

法人がM&Aやリストラクチャリングによりその有する資産を他に移転する場合には、移転資産の時価取引として譲渡損益を計上するのが原則である。ただし、特定の現物出資については移転資産の譲渡損益を繰り延べることができる。この場合、出資資産が国内にある資産については、その資産の出資により海外子会社を設立するものでないこととされている。

### 3. 今後の見通し

出資資産が国内にある資産の場合、その資産の出資により海外子会社を設立するものでないこととされている。この要件は、現物出資した資産の含み益に対して課税が行われなくなるという課税上の問題により必要とされるものである。

## 税制（連結納税制度）

### 1. BDR T提言要旨

日本政府は、以下の点を考慮して2002年までに連結納税制度を実施すべきである。

- (1)完全に統合された企業が、完全な所有権を取得することが不可能な状況対応するため、提案された連結納税制度のもとでの一般的な所有権の必要条件は100%を十分に下回る比率とする。
- (2)企業の買収金融費用と買収対象企業の収益を相殺することを認める。
- (3)合併事業での損失は実質的な株主に譲渡可能とする。

欧州委員会についても、税制面の調和に一層の努力を求める。

### 2. 現在までの対応状況

連結納税制度については、これまでも政府税制調査会法人課税小委員会において、主要検討項目が取りまとめられるなど、その導入に向け、本格的な検討が進められているところである。

### 3. 今後の見通し

連結納税制度については、納税義務者・連結対象子会社の範囲等の連結納税制度固有の問題のみならず、個々の法人に対する課税体系と企業集団に対する課税体系との間の課税関係の整合性など、法人課税の体系全般にわたる広範な検討が必要である。

また、様々な形の租税回避をどのように防止するかといった問題や、連結納税制度導入に伴う税収減の問題にどのように対処するかについても検討する必要がある。このように、本格的な連結納税制度の導入に当たって、広範な論点について十分な検討を行うためには、相当な時間を要する。

## 日本の法的環境（商法～コーポレート・ガバナンス）

### 1. B D R T 提言要旨

日本の商法の今次の改正において、投資家の権利の保護や組織化の自由を含むコーポレート・ガバナンスの目的を設定し、討議し、また監視するべきである。

### 2. 現在までの対応状況

コーポレート・ガバナンスの実効性を確保することは重要な課題であると認識しており、これまでも、1993年には株主代表訴訟制度や監査役制度の改正を、1999年には子会社の業務内容等の開示を充実させる改正を、2000年には子会社の計算による株主への利益供与を禁止する改正を行ったところである。

### 3. 今後の見通し

現在、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保等の視点から会社法制の見直し作業を行っており、その中で、取締役制度及び監査役制度のあり方等の検討を進めている。

## 日本の法的環境（商法～M&A関連規定等）

### 1. BDR T提言要旨

日本政府は、例えばM&Aの場合等、商法においてどのような規則があるか、どの組織がこうした規則の施行を課せられているか、権利の侵害が発見された場合にどのようにして適切な償還を得るかについて、明確に定めるべきである。

### 2. 現在までの対応状況

我が国の商法では、あらゆる株式会社を対象として、例えば、合併については第08条から第416条まで、株式交換・株式移転については第52条から第372条まで、会社分割については第373条から第374条ノ31までの規定において既に明確な規定が置かれており、権利の侵害が発見された場合には、株主等は合併無効等の訴えを提起すること等により、その適切な救済が図られることとされている。

### 3. 今後の見通し

すでに対応済みであると認識している。

## 日本の法的環境（商法～内外無差別）

### 1. BDRT提言要旨

商法は、完全に中立で、外国企業と国内企業とを同等に取り扱うべきであって、例えば、日本企業にのみ適用されている株式交換の取り決めは、国籍にかかわらず、すべての投資家に対象を拡大すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

我が国の商法は、日本の商法に基づき設立された会社については完全に中立に適用されるものであり、外資系の企業であっても同等の取扱いがされているが、外国法に基づき設立された会社（外国会社）については適用されず、日本の会社と外国会社との間で株式交換を行うことは困難であると解される。仮にこれを肯定すると、一方の会社の株主が強制的に国外に所在する他方の会社の株主とされるため、株主保護の見地からも問題が多い。

### 3. 今後の見通し

株式交換については、米国においても全州で認められているわけではなく、また外国企業の取扱いを明確にしていない州も多い。また、欧州においても、例えばドイツでは我が国と同様に、外国会社との間で、合併等の組織法上の行為をすることができないものと認識している。その他のEU諸国の法制において、EU圏外の会社との間で、組織法上の行為をすることができるかどうか、十分な調査を尽くすことが重要であると考えられる。



## 日本の法的環境（外国法事務弁護士）

### 1. BDR T提言要旨

日本における包括的かつ総合的な法的助言へのアクセスを確保するため、外国人弁護士と日本弁護士とのパートナーシップの禁止や外国人弁護士による第三国法の取扱いについての書面による助言の要件など、法律専門家に対する障壁を撤廃すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

いわゆるパートナーシップについては、我が国の法制上存在しない制度であるが、外弁法が定める外国法事務弁護士（外弁）と弁護士との特定共同事業に極めて類似している上、1998年の外弁法改正によって特定共同事業の目的に関する規制が緩和されたことから、特定共同事業は、パートナーシップにほぼ比肩する制度となったものと考えている。

また、外弁による第三国法の取扱いについても、上記改正により、正式な資格と権限を有する者からの書面による助言に基づくことという条件を付した上で、同法に関する法律事務を行うことができることとする法的措置を講じたものである。

### 3. 今後の見通し

上記外弁法改正後も、内外から、パートナーシップの解禁にむけて要望が寄せられている上、2001年3月30日に閣議決定された規制改革推進3か年計画においても、外弁と弁護士との提携が盛り込まれたことを踏まえ、法務省としては、改正法の運用状況を見守りつつ、日本弁護士連合会及び外国法事務弁護士協会等との意見交換を行うなど、特定共同事業についての実情・ニーズの把握に努めているところである。

他方、第三国法に関する法律事務を行うに当たっては、依頼者保護の観点から、書面による助言を受けることを条件とすることは必要であると考えており、これを廃止することは考えていない。

## 労働政策（確定拠出年金）

### 1. BDRT提言要旨

日本政府は、確定拠出年金スキームをより魅力的なものとするために、以下を実施すべきである。すなわち、従業員と企業が共同拠出を行うことを認める、参加者の自分の年金積立金からの借入れを可能とする、年間最大拠出限度額を引き上げる、確定給付型から確定拠出型に移行する企業に救済及び技術支援を提供する、の四点である。

### 2. 現在までの対応状況

現在国会で継続審議中（2001年5月10日現在）の確定拠出年金法案においては、掛金を事業主が拠出する企業型年金と加入者が拠出する個人型年金の2種類がある。加入者は原則として60歳まで年金資産を受給することができない。年間の拠出限度額は、企業型年金の場合は、現行の企業年金等に加入していない者については3.2万円、加入している者については21.6万円、個人型年金の場合は、企業の従業員については8万円、自営業者等については81.6万円となっている。確定給付型から確定拠出型に移行する企業は、労使合意を行う等の条件を満たした場合には、確定拠出年金に移行することができることとしており、移行の際には非課税措置が継続されるように措置されている。

### 3. 今後の見通し

確定拠出年金法案は、第47回国会に提出されたが、衆議院の解散に伴い廃案となり、第150回国会に再提出された。今回の法案をまとめるに当たっては、関係者からの意見なども踏まえつつ、これまで与党・政府において十分議論を行った上で制度化したものである。まずは、法案の早期成立に向け努力していく所存。

## 労働政策（移民法・入国管理）（1）

### 1. B D R T 提言要旨

日本の移民法を企業にとってグローバル規模で効率的に人材配置を実施しやすい内容とする。具体的には、再入国許可制度を廃止する。外国人労働者が、元々のビザに明記してある期間内において自由に出入国できるようにすべきである。

### 2. 現在までの対応状況

1999年、再入国許可期間の有効期間を『年を超えない範囲内』から『3年を超えない範囲内』に伸長することを内容とした出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正を行い、2000年2月18日から施行している。

その結果、在留期間と再入国期間の終期（最終日）が一致することとなり、数次再入国所持者は、在留期間内の出入国が自由となった。

### 3. 今後の見通し

我が国に在留する外国人が出国した場合、当該外国人に付与されていた入管法上の在留資格等は消滅することから、これらの外国人が再び我が国に入国しようとする場合には、その入国に先立って査証を取得し、上陸許可に際し改めて在留資格等の決定を受けなければならないこととなるが、入管法第6条に定める再入国許可制度は、我が国に在留する外国人が一時的に出国して再び我が国に入国する場合に、このような上陸の手続等を簡略化し、当該外国人の利便を図るとともに、同条の規定に基づき再入国の許可を受けて出国し、同許可により再入国した後は従前の在留資格等を継続させる効果を有するものであることから、この再入国許可制度は必要かつ合理的なものであると考えている。

## 労働政策（移民法・入国管理）（2）

### 1. BDR T提言要旨

日本の移民法に関し、投資家／マネージャーのビザを取得するための「常勤職員2名」という要件を撤廃すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

投資・経営の在留資格に係る基準として求められているのは、「常勤職員2名」ではなく、2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる「規模」のものであることであり、基本的には投資額に関する基準であるところ、2000年2月29日、必ずしも「常勤職員2名」の雇用がなくとも「その程度の規模」に相当する額の投資があれば「投資・経営」の在留資格での上陸を許可するよう各地方の入国管理局にその趣旨を徹底した。また、2000年1月25日、「常勤職員2名」を雇用しない場合の「その程度の規模」について、「新事業を開始しようとする場合の投資額が年間100万円以上であること。」と明示した。

### 3. 今後の見通し

既に対応済みである。

## 労働政策（移民法・入国管理）（3）

### 1. BDR T提言要旨

企業内転勤のビザ取得には、1年間の社内勤務経験が要件であるため、企業は研修のために日本に新たに従業員を送り出すことが困難である。日本政府は、企業が勤続年数に限られずに転勤者に該当する人物を自由に決定できるようにすべきである。

### 2. 現在までの対応状況

従来、「企業内転勤」の最長の滞在期間については、法務省令において年を超えないこととされていたが、この最長滞在期間に係る要件については、内外の企業関係者等から、企業活動上支障となっているとの意見が出されていたこと、また、この在留資格に該当する外国人の在留状況に特段の問題がないと認められたことなどから、1998年1月にこの要件を法務省令から削除した。この改正によって、「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に入国・在留する外国人は、在留期間を更新することにより5年を超えて滞在できることとなった。

### 3. 今後の見通し

「企業内転勤」の在留資格は、「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の特例とも言えるものであり、企業内転勤の在留資格に該当する者はほとんどの場合「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格にも該当し、これらの在留資格に係る上陸許可基準に適合すれば、これらの在留資格を取得して入国することが可能であるが、企業内転勤の在留資格を別に設けているのは「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格に関する基準に定める学歴又は実務経験に関する要件に適合しなくても入国することができるように要件を緩和しているものである。

申請に係る転勤の直前に外国にある本店等において1年以上継続して業務に従事していることを要件としているのは、外国にペーパーカンパニー等を作った上で外国人を採用し、これを我が国に送り込むことにより他の方法では入国を認められない就労者を確保しようとするのを防ぐためであり、今後とも必要な要件と考える。

なお、上記のところから明らかなように1年以上の外国の本店等での勤務経験がない場合でも、「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格に該当し、当該在留資格に係る基準に適合すれば、これらの在留資格で入国することができる。

## 労働政策（移民法・入国管理）（4）

### 1. BDRT提言要旨

エンジニア、熟練労働者、人文科系の専門家に対する30年間の実務経験の要件は、専門知識を有する若い人々に対する差別であり、特殊技能、熱意、動機を活用しよとする企業の妨げとなっている。日本政府は、技術者、熟練労働者、人文科系の専門家に対する10年間の実務経験の要件を半分の期間に短縮すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

エンジニア、熟練労働者等の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動は在留資格「技術」に、人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事する場合は在留資格「人文知識・国際業務」に該当することとなるが、いずれも10年以上の実務経験がなくても、従事しようとする業務について、これに必要な知識等に係る科目を専攻して大学を卒業し、若しくはこれと同等以上の教育を受けていることによっても要件を満たすことができる。

### 3. 今後の見通し

専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れに関しては、その推進に関して内外の気運の高まりが認められる分野を中心として、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案の上国内における受入れのための条件及び環境を確保しつつ、受入れの拡大について積極的に検討していくこととしている。

具体的には、技術者や技能者の一層積極的な受入れを図っていくために、必要に応じて必要経験年数や受入れ職種等、要請され在留資格に係る基準の見直しを図っていくこととしており、関係省庁等からその必要性等に関する情報を得つつ、検討を進めていきたいと考えている。

## 会計制度（国際会計基準の導入）

### 1. B D R T 提言要旨

各国資本市場でのクロスボーダー上場において、IAS（国際会計基準）を早急に受け入れるよう要請する。

### 2. 現在までの対応状況

日本としてもIOSCOの主要メンバーの一員として、2000年5月のIOSCOにおける合意では、クロスボーダーの募集・上場に際して各国市場に外国から入っている発行体（法人）がIASを利用することを認めることを支持している。IOSCOでも勧告されたとおり、日本を含め各国において、IASにより作成された財務諸表を認めるに際して取り得る調整、追加的開示、解釈等、必要と認められる措置の要否を考慮しているところである。

### 3. 今後の見通し

現在、外国法人が日本の資本市場において、日本以外の国における会計基準や用語、様式及び作成方法を使用して資金調達を行う場合、日本における会計処理の原則及び手続と異なるものの内容を財務諸表に注記することを条件に、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものかどうか個別に判断し、承認を行っているところである。いずれにしても、日本の投資家保護の観点から適切に対応することになると考えられる。

## 税制（移転価格税制）

### 1. B D R T 提言要旨

移転価格税制については納税者の予測可能性、法的安全性の最大化が特に重要であり、国際的な移転価格取引の原則を踏まえた国際共通課税ルールの導入を支持する。A P A 制度について、将来の世界モデルも視野に入れて日欧間における統一ルールの策定を提案する。A P A 制度の標準化に当たっては、納税者が入手可能な情報に基づいて移転価格算出し得る方法を明示し、またA P A が個別税務調査に優先させることを明確にすることが重要。

### 2. 現在までの対応状況

移転価格税制については、国際的な合意として1995年にO E C D 移転価格ガイドライン（全面改訂）の主要部分が公表され、現在も各論につき追補作業が行われている。さらに、O E C D 租税委員会第6作業部会では、O E C D 加盟国の法令、規則、執行上の実務がO E C D 移転価格ガイドラインに合致しているかについて随時モニタリングを行っている。また、我が国も移転価格税制関係の法令解釈通達を2000年9月に改正し、執行の透明性及び納税者の予測可能性を高めるように努めているところ。

A P A については、より迅速に移転価格の問題を解決し、納税者の予測可能性に資するため、我が国は1987年に他の主要国に先立ち導入、運用してきている。その後も、事前確認制度の利便性を高めるため、事前確認に関する事務運営指針を999年10月に発遣したところ。O E C D においては1999年に「相互協議手続における事前確認取極の取扱いに関するガイドライン」が策定されており、モニタリングも行われている。

### 3. 今後の見通し

上記のように、移転価格税制については、O E C D、二国間協議等を通じて、外国税務当局との間で相互理解を深めるとともに、共通のルールづくりに努めているが、今後とも外国税務当局との相互理解・相互協力に基づき、国際租税問題の円滑な解決に努めて参りたい。



## 税制（電子商取引課税）

### 1. B D R T 提言要旨

全世界に異なる税体系が存在することは電子商取引の健全な発展を妨げ、企業間の公正な競争を歪める。電子商取引に関する課税ルールは、電子商取引の発展を持続させるため、特に中立性、簡索性、公平性、有効性、国際的調和と一貫性に関する原則を維持するために最善の手段という観点から、OECDにおける国際的合意に基づくべきである。

### 2. 現在までの対応状況

電子商取引に対する課税のあり方については、国際的にも、既存の商取引と同様に公平・中立・簡素の租税原則を適用することとされており、このような観点を踏まえ、OECDにおいて、課税上必要な取引の把握の問題等について、専門的・技術的見地から検討が行われている。

### 3. 今後の見通し

我が国としても、今後とも、OECDにおける議論に積極的に参加していくとともに、国際的な議論の方向や成果を注視しつつ、電子商取引をめぐる課税上の問題について検討していく。

## 標準（次世代移動通信システム）

### 1. BDR T提言要旨

固定・携帯双方のネットワークにとってインターネットが次世代ネットワークとなることにかんがみれば、日欧が3GPPにおけるリリース2000仕様の開発において継続的な協力関係を構築、維持すること、さらには3GPPとしてITU等の国際標準機関と連携して作業を行うことが極めて重要である。また、IMT2000サービスの開始に向け、国際ローミング分野での協力を希望する。

### 2. 現在までの対応状況及び今後の見通し

3GPPの活動については、民間の組織であるため政府としては直接の関与は行っていないが、ITUのIMT-2000の国際標準策定を促進するものとして従来よりサポートしているものであり、引き続き支援していくものである。また、国際ローミングは、IMT-2000の重要な特徴（feature）の一つとして見なしており、その実現に向けて各国と協力していくこととしている。

## 標準（任意規格）

### 1. B D R T 提言要旨

標準は国際的にも地域的にも技術規則と齟齬があってはならない。W T O の T B T 協定で確認された基本原則である、透明性、オープン性、市場ニーズへの対応、公平性の内容についてさらに検討を進め、日欧間での協力事項として国際レベルの標準の整合化を促進すべきである。

### 2. 現在までの対応状況

貿易円滑化の観点から、規格の国際規格との整合化は重要と考えている。我が国は、W T O / T B T 協定に加盟し、規格が貿易の障害とならないように確保すると同協定の趣旨を尊重するとともに、A P E C、A S E M等の場において、各国の規制当局関係者等との情報交換等を行っているところ。

また、国際規格作成プロセスに関する透明性、開放性（オープン性）、公平性、市場ニーズへの対応等の基本原則については、W T O / T B T 委員会において、我が国や欧州等による提案により、議論が行われ、それら諸要素を具体化した、「国際規格作成プロセスに関する諸原則」が、T B T 協定3年レビューの成果として2000年11月に、コンセンサスで合意されたところ。

### 3. 今後の見通し

経済構造の変革と創造のための行動計画（2000年12月1日閣議決定）、規制改革推進5年計画（2001年3月30日閣議決定）、及び内外からの意見・要望等に基づき、今後とも、標準の国際的整合化・性能規定化、外国データの受入れ及び国際的な相互承認を進めてまいりたい。各国に対しても、国際規格・ガイドの活用・導入を統合的に行っていくため、今後とも我が国からA P E C、A S E M、W T O等の場において適切な働きかけを行ってまいりたい。

また、2. で述べたとおり、昨年1月、T B T 委員会において、T B T 協定3年レビューの結果として、我が国や欧州の主張を反映した、透明性、開放性、公平性、市場ニーズへの対応等の諸要素を具体化した「国際規格作成プロセスに関する諸原則」がコンセンサスで採択されており、これが、国際標準化機関における国際規格作成プロセスに適切に反映されるよう、我が国としても、欧州と協力して働きかけを行ってまいりたい。

## MRA（四分野）

### 1. BDRT提言要旨

現在日・EU間で進められている4分野におけるMRA（電気機器、通信機器、化学品、医薬品）については、早期に締結され、実施されることを要望する。

### 2. 現在までの対応状況

2001年4月に4分野（電気通信機器、電気製品、化学品GLP、医薬品GMP）におけるMRAの正式署名を行ったところである。

### 3. 今後の見通し

現在、協定は日・ECでそれぞれ必要とされる内部手続に付されており、BDRTよりのご要望を踏まえ、引き続き可能な限り早期の発効を目指していく考えである。

## MRA（医療機器）

### 1. BDRT提言要旨

日・EU間で医療機器MRAの推進を要望する。

### 2. 現在までの対応状況

日・EU間で双方の医療機器に関する制度を研究した結果、いくつかの論点が残り、MRA締結に当たり4分野を優先した経緯がある。本年4月、協定発効から2年後を目途に医療機器の分野を協定に追加するか否かを含め協議を開始する旨の共同宣言に日・EC間で署名した。

### 3. 今後の見通し

上記共同宣言に基づき、適切に対応していくこととしたい。

## 電子商取引（安価なインターネット）

### 1. B D R T 提言要旨

全管轄において電子商取引の成長はビジネス及び家庭からの安価なインターネット・アクセスにかかっている。競争サービス・オペレーターに低価格の有力ネットワークを使用させることを政府が義務付けることによってこれを促進することが可能である。情報化社会が速やかに発展するよう、加入者回線の個別価格設定と時間相互接続料金を含むそれぞれのアクセス政策をヨーロッパと日本政府の双方が検討することを要請する。

### 2. 現在までの対応状況及び今後の見通し

加入者回線等（メタル加入者回線）のアンバンドルについては2000年9月に、また、コロケーション条件の整備については同年0月に、必要な省令の改正を行った。これらを受けたN T T東西の接続約款の変更については、同年2月までにすべて認可したところである。

さらに、光ファイバ設備のアンバンドルについては2001年4月6日に省令の改正が行われた。5月15日に、N T T東西から接続約款の認可申請が行われたところである。

## 電子商取引（GBDe）

### 1. BDRT提言要旨

BDRTは、GBDe活動への支援を行う。具体的には、以下のとおり。

- (1) 「notice & take down」 手続への支持
- (2) GBDeによるトラストマーク・プログラム策定促進への支援
- (3) GBDeアドボカシー・グループとの連携
- (4) GBDeのIPR保護活動への支援と、CIDF等のデジタルコンテンツ毎のIDコード付与推進を提案

### 2. 現在までの対応状況

基本的に本提言は、今後のGBDe活動に対するものであって、政府に向けられたものではないと理解するが、政府としても、電子商取引は民間主導との観点から、民間企業自身による制度整備の検討の場として、GBDeを評価している。その提言についても、消費者利益との調整が必要な部分もあるが、最大限尊重している。

### 3. 今後の見通し

本年のGBDe作業部会は、①消費者信用、②（放送と通信の）融合、③サイバーセキュリティ、④デジタル・ブリッジ、⑤電子政府、⑥インターネット決済、⑦知財権、⑧税、⑨貿易／WTOの9つであり、9月に我が国で開催されるGBDe総会に向け、報告と提言をまとめる作業がスタートしていると認識している。我が国はホスト国として、政府としても可能な限りの支援を行っていく所存。

## 電子商取引（電子署名・電子シール）

### 1. B D R T 提言要旨

ヨーロッパと日本の政府が国際的に受け入れられる電子署名・電子シールの業界標準枠組の定義を促進することを奨励する。このような枠組みの策定は多様な分野に用いられる世界規模の認証サービスを統一する第一歩になるだろう。ヨーロッパと日本の財界及び政府は、このようなイニシアティブを介して認証の問題に取り組む世界規模のアプローチに貢献できると考える。

### 2. 現在までの対応状況

我が国では、2000年5月、「電子署名及び認証業務に関する法律」が国会で成立、同法は2001年4月に施行された。

日本政府は、今後、電子署名、電子認証についての普及・啓発活動を積極的に実施する予定である。

EUでも2001年1月に策定された「電子署名に関する指令」に基づき、加盟国がそれぞれ国内で立法作業を進めていると認識。

我が国やEUをはじめ、各国が電子署名に関する立法化を進め、認証機関に対する任意の認定制度を構築しつつあるが、こうした認定制度のハーモナイゼーションを図っていくことが、世界規模の認証サービスの相互接続を確保する観点から極めて重要であると認識。

### 3. 今後の見通し

今後、EU加盟国の立法化の進捗状況を見ながら、EUとの間で認定制度の相互承認に向けた話し合いを積極的に進めていくことが重要だと認識。EUと我が国との相互承認の実現が、世界規模の認証サービスのハーモナイゼーションを実現する上で、重要な役割を担うものと期待。



## ビジネス方法の特許

### 1. BDR T提言要旨

- ・政府は三極特許庁専門家会合の確認事項に基づいて、的確な特許の審査を遂行する。政府は特に発明の新規性と進歩性(米国では非自明性という)について正しい審査を行うため、国際協調を促進し、先行事例のデータベースを整備する、
- ・財界はビジネス手法に関する公開可能なドキュメントを提供することによって政府に協力する。
- ・政府と財界は、電子商取引の発展を阻害することなく、正当な特許権者を保護する解決に向けて、互いに協力し、相談しあう。

### 2. 現在までの対応状況

特許審査に当たっては「新規性」、「進歩性」といった特許要件を的確に判断することが極めて重要であると認識している。ビジネス方法の発明に関して日本特許庁は、2000年10月に「『ビジネス方法の発明』に関する対応方針」として一連の施策を公表し、審査基準の明確化のための審査基準改訂案を公表し、パブリックコメントを求め、寄せられた意見を考慮した上、2000年12月28日に改訂審査基準を公表した。

さらに、2001年4月には、「電子商取引」審査室を設置し、ビジネス関連発明を集中的に審査できる体制を強化した。加えて、「特許にならないビジネス関連発明の事例集」を公表し、出願人の方々にどのような発明が特許になるのか否かについての一層の理解を図るべく努めているところ。

また、先行事例調査のためのデータベースの充実・強化にも努めており、日米欧三極特許庁間においても先行事例調査のためのデータベースに関する情報交換を進め、共通のインフラ構築に努めているところ。

ビジネス関連分野の先行事例データベースを充実させるため、金融・保険を含む経済団体・業界に対しては、先行事例情報・文献の提供を要請しているところ。

2000年11月の日米欧三極特許庁長官会合では、ビジネス方法関連分野における各庁のサーチツールの有効性を比較するために、この分野の国際出願PCT出願20件程度を用いて共同サーチ・プロジェクトを開始することを合意した。また、同プロジェクトの詳細について合意すると共に、本年1月から開始することでも合意した。

### 3. 今後の見通し

先行事例情報・文献の提供については、今後とも引き続き、金融・保険を含む経済団体・業界とコンタクトを取り、先行事例情報・文献の収集に努める。

三極特許庁間においては、共同サーチ・プロジェクトを本年月から開始した。

今後とも的確な審査の確保に努めてまいり所存。

# W T O

## 1. B D R T 提言要旨

21世紀においても貿易の自由化を推進するため、出来るだけ早期の包括的なW T O新ラウンドを立ち上げるべきである。

## 2. 現在までの対応状況

2000年11月のA P E C首脳会議では、2001年中に新ラウンド交渉を立ち上げることが合意された。また、既に2000年初めより交渉が開始されている農業及びサービス交渉に関する日本提案は、2000年12月に提出されている。5月に行われたO E C D閣僚理事会においては、新ラウンドを本年11月のドーハにおける第四回W T O閣僚会議において立ち上げることで合意し、また、同月のA S E A N及び日中韓の経済閣僚会合（A E M + 3）においても、アンチダンピングを含むバランスがとれた幅広いアジェンダの設定及び新ラウンドの立ち上げに向けた努力の重要性が確認された。

## 3. 今後の見通し

新ラウンド交渉の議題は、市場アクセスのみならず、アンチダンピング、投資等のW T Oルールの強化を含み、すべてのW T O加盟国の関心及び懸念に応えるような、バランスがとれ、かつ十分に広範なものとする必要がある。11月のドーハにおける新ラウンド立ち上げを目指す際には、「途上国への配慮」と「各国の幅広い関心への対応」の2つをキーワードに、各国との調整をはかっていく。農業及びサービス交渉については本年月に現状評価等のための会合が行われた。また、サービスについては、今後の交渉の指針となる交渉ガイドラインが採択され、農業についても第2フェイズの作業計画が採択された。途上国に対しては、W T O協定の「実施」問題や貿易関連キャパシティー・ビルディング等に真剣に取り組んでいく。